

受理番号	受理年月日	件名及び要旨	提出者	紹介議員氏名	付託 委員会名	議決結果
25年第14号	25.12.2	<p>犯罪被害者等を支援する条例の制定等に関する請願</p> <p><b>【請願趣旨】</b></p> <p>安全で安心して暮らせる社会を実現することは、人類のすべての願いであるとともに、我々に課せられた重要な責務であり、茨城県においても、犯罪等を抑止するために弛みない努力が重ねられてきている。</p> <p>しかしながら、近年、様々な犯罪等が後を絶たず、それらに巻き込まれた犯罪被害者等の多くの方々の権利が尊重されてきたとは言いがかりか、十分な支援を受けられず、社会において孤立することが余儀なくされてきているのが現状である。</p> <p>さらに、国際化が進展する中、茨城空港からの海外渡航者も年々増加してきており、国外においてもさまざまな犯罪等に巻き込まれてしまう機会が増大しており、誰もが犯罪被害者等となる可能性が高まっている今こそ、犯罪被害者等の視点に立った施策を講じ、その権利利益の保護が図られる社会の実現に向けた新たな一歩を踏み出さなければならないものとする。</p> <p>茨城県においては、すでに「茨城県安全なまちづくり条例」が制定されているところではあるが、犯罪被害者等を支援するための条例を新たに制定するとともに、日本国外で犯罪被害に巻き込まれた犯罪被害者等も支援が受けられるように犯罪被害者等支援関連法の対象範囲見直しに向けて、国ならびに関係機関に対し積極的な働きかけをお願いする。</p> <p>以上の趣旨から、下記事項について請願する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 以下の事項について関係機関に対し働きかけること。</p> <p>①犯罪被害者支援に特化した犯罪被害者等を支援するための条例を制定すること</p>	<p>海外における犯罪被害者を支援する会 代表 羽生 唯仁</p>	<p>西 條 昌 良 藤 島 正 孝 横 山 忠 市</p>	<p>防災環境 商工</p>	<p>採択</p>

		<p>②犯罪被害者等を支援するための総合相談窓口（保健，福祉，雇用，生活支援等）の拡充</p> <p>③犯罪被害者等を支援するための諸施策が実現されるよう行動計画を策定すること</p> <p>④犯罪被害者等を支援するための支援金制度を設けること</p> <p>⑤犯罪被害者等基本法に基づき，茨城県内全市町村で犯罪被害者等を支援するための条例を制定するよう指導すること</p> <p>⑥犯罪被害者等支援関連法（犯罪被害者等基本法・犯罪被害者等支援法）の適用範囲の見直しに向けて国（政府）ならびに関係機関へ働きかけること</p> <p>2 日本国外で犯罪被害に巻き込まれた犯罪被害者等も支援が受けられるように犯罪被害者等支援関連法の対象範囲見直しに向けて，地方自治法第 99 条の規定に基づき，国の関係機関に意見書を提出すること。</p>				
--	--	---	--	--	--	--